

令和4年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のための教育活動基準

長野大学 令和3年4月2日決定
(令和4年5月18日一部改訂)

- ◇ 本学の関係者(学生・教職員)及び地域住民の健康と安全を最優先に、大学独自に授業および地域活動の教育活動基準適用レベルを総合的に判断する。
- ◇ 感染者の発生動向によって、レベルの引き上げ、または引き下げを行い、状況に応じて変更する場合がある。

教育活動基準レベル	長野県感染警戒レベル(参考)	状態	構内入構(通学)	県外からの通学	窓口対応	授業(特別講師の招聘)	地域活動(フィールドワーク等)	教育活動基準レベル		
0	-	通常	特に制限なし(「新しい生活様式」に基づく行動を遵守)						特に制限なし (「新しい生活様式」に基づく行動を遵守)	0
1 制限(小)	長野県感染警戒レベル1	地域内(上田圏域)の感染者の発生が落ち着いている	レベル3と同様						レベル3と同様	1 制限(小)
2 制限(小)	長野県感染警戒レベル2	地域内(上田圏域)の感染が確認されており注意が必要								2 制限(小)
3 制限(中)	長野県感染警戒レベル3~5	地域内(上田圏域)の感染が確認されており警戒が必要 本学の関係者(学生・教職員)が感染した場合でも、感染状況・接触の把握が適切に行われ、授業運営に支障がない場合	入構可	通学可(公共交通機関含む)	対応可	○感染予防措置を講じたうえで、対面授業が実施できる。 ○受講生が100名以上の科目は、可能な限りオンライン授業で実施する。 ※ 但し、対面授業が望ましいと担当教員が判断した場合はその限りではない。	○県内の特別講師のみ学内での実施を認める。 ○県外の講師については、原則特別講師が在住する場所からオンラインで実施するが、大学教育センター長が事前に許可した場合は、対面を認める。	○感染予防措置を講じたうえで、フィールドワークの実施を認める ○感染予防措置が講じられているなど、安全に実施できることが確認された場合のみ宿泊を伴う活動を認める。	3 制限(中)	
4 制限(大)	長野県感染警戒レベル6	地域内(上田圏域)の感染が拡大しつつあり特に警戒が必要 本学の関係者(学生・教職員)が感染した場合でも、感染状況・接触の把握が適切に行われ、授業運営に支障がない場合	入構可 ○対面授業の受講生 ○窓口利用者 ○情報通信環境が不十分な学生などオンライン授業の受講生	入構申請・許可された者のみ通学可(公共交通機関含む)	入構申請・許可された者のみ対応可	○オンライン授業を積極的に活用する。	○県内の特別講師のみ学内での実施を認める。 ○県外の講師については、原則特別講師が在住する場所からオンラインで実施するが、大学教育センター長が事前に許可した場合は、対面を認める。	○原則、活動自粛 ○感染予防措置を講じたうえで、少人数かつ人との接触がない場合や長距離移動、飲食や宿泊を伴わないなど安全に実施できることが確認された場合のみフィールドワークの実施を認める。	4 制限(大)	
5 制限(大)	長野県感染警戒レベル6	地域内(上田圏域)の感染が顕著に拡大 本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、学内での感染状況を踏まえ、学長が判断した場合	○入構・通学禁止	不可	閉鎖	○原則、全ての科目をオンライン授業で実施する。	特別講師が在住する場所からオンラインでの実施を認める	原則、活動停止 ○大学教育センター長の事前許可を得て、実施できる場合がある。	5 制限(大)	
6 教育活動の停止	緊急事態宣言	国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある 本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、学内での感染が顕著に拡大することが見込まれ、学長が判断した場合	○入構・通学禁止 ○大学閉鎖	不可	閉鎖	○全ての科目をオンライン授業で実施する。	特別講師が在住する場所からオンラインでの実施を認める	活動停止	6 教育活動の停止	